

広島県居住支援協議会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、広島県居住支援協議会（以下「本会」という。）という。

(目的)

第2条 本会は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号。以下「法」という。）第51条第1項に基づき、住宅確保要配慮者（法第2条第1項に規定する住宅確保要配慮者をいう。）に対する賃貸住宅の供給の促進に関し、住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供等の支援その他の住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関し必要な措置について協議することにより、広島県における福祉の向上と豊かで住みやすい地域づくりに寄与することを目的とする。

(活動内容)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 一 住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供等の支援に関すること。
- 二 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進及び居住の安定方策に関すること。
- 三 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する啓発活動等住宅市場の環境整備に関すること。
- 四 その他本会の目的を達成するために必要とされること。

(会員)

第4条 本会の会員は、地方公共団体、支援法人（法第40条に規定する住宅確保要配慮者居住支援法人をいう。）、宅地建物取引業者（宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第2条第三号に規定する宅地建物取引業者をいう。）、賃貸住宅を管理する事業を行う者その他の住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に資する活動を行う者で構成し、別表のとおりとする。

- 2 前項以外の団体又は個人の入会は、その旨を会長に届け出るものとし、要件については別に定めるところによる。
- 3 会員は、退会しようとするときは、その旨を会長に届出なければならない。

第2章 役員

(役員)

第5条 本会には、次の役員を置く。

- 一 会長 1名

二 副会長 1名

三 会計 1名

四 監事 1名

- 2 役員は、会員の互選により選任する。ただし、選任された者が任期途中で役員を退任する場合、その任期に係る後任者を速やかに選任するものとする。
- 3 会長は、本会を代表し、会務を処理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代理する。
- 5 会計は、本会の運営及び活動に伴う経理事務を担当する。
- 6 監事は、本会の会計監査の事務を担当する。
- 7 役員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 8 役員は無報酬とする。

第3章 組織

(総会)

第6条 総会は、本会の最高議決機関であり、毎年一回、定期総会を開催するほか会長が必要と認めた場合又は会員の1/3以上の請求があった場合には、その都度臨時総会を開催する。

- 2 総会は、次の事項を評議決定する。
 - 一 本会の事業計画及び予算に関すること。
 - 二 本会の事業報告及び決算を承認すること。
 - 三 本会の役員を選任すること。
 - 四 会則の制定及び改廃に関すること。
 - 五 その他本会に関する基本的事項及び重要事項を決定すること。
- 3 総会及び臨時総会の開催は、文書による照会をもってこれに代えることができる。
- 4 総会は会長が招集し、議長は会長がこれにあたる。
- 5 会長は、必要があると認めるときには、会員以外の者の出席を求めることができる。

(定足数等)

第7条 総会は、会員の過半数の出席によって成立し、総会の議事は、出席者の過半数によって決する。

- 2 総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又はその権限の行使を他の会員に委任することができる。この場合においては、受任者の特定がないときは会長に委任したものとみなし、前項の適用については、出席した会員と見なす。
- 3 前条第3項の規定により総会及び臨時総会を開催する場合にあっては、第1項の適用については、「出席」を「回答」と読み替えるものとする。

(部会)

第8条 本会は、第3条の事業を実施するにあたり、専門的かつ具体的に協議・検討するために、部会を設置することができる。

- 2 部会には、部会長を置く。
- 3 部会長は、部会を代表し、会務を処理する。
- 4 部会長は、部会員の互選により選任する。
- 5 部会長の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(事務局)

第9条 本会の事務を処理するため、公益社団法人 広島県宅地建物取引業協会に事務局を置く。

第4章 会計

(経費)

第10条 本会の経費は、補助金、交付金その他の収入をもってこれに充てるものとする。

(会計年度)

第11条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わるものとする。

(監査と報告)

第12条 監事は、会計年度終了後に会計監査を行い、総会に報告する。

第5章 雑則

(秘密の保持)

第13条 会員は、本会の事業の実施に関し知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。また、本会の事業の実施に関して知ることができた個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(その他)

第14条 この会則に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

附則

この会則は、平成25年5月21日から施行する。

附則

この会則の一部改正は、平成26年6月5日から施行する。

附則

この会則の一部改正は、平成 27 年 7 月 8 日から施行する。

附則

この会則の一部改正は、平成 28 年 6 月 3 日から施行する。

附則

この会則の一部改正は、平成 29 年 5 月 19 日から施行する。

附則

この会則の一部改正は、平成 29 年 10 月 25 日から施行する。

附則

この会則の一部改正は、平成 30 年 5 月 21 日から施行する。

附則

この会則の一部改正は、令和元年 5 月 31 日から施行する。

附則

この会則の一部改正は、令和元年 12 月 24 日から施行する。

附則

この会則の一部改正は、令和 2 年 6 月 29 日から施行する。

附則

この会則の一部改正は、令和 3 年 6 月 8 日から施行する。

附則

この会則の一部改正は、令和 4 年 6 月 6 日から施行する。

附則

この会則の一部改正は、令和 5 年 6 月 7 日から施行する。

別表（第4条関係）

区 分	団体名	職 名
不動産 関係団体*	公益社団法人 広島県宅地建物取引業協会	会長
	公益社団法人 全日本不動産協会 広島県本部	本部長
	一般社団法人 不動産流通経営協会 中・四国支部	支部長
	公益財団法人 日本賃貸住宅管理協会 広島県支部	支部長
居住支援団体*	特定非営利活動法人 住宅&相続支援びんご NPO センター	理事長
居住支援法人*	ホームネット株式会社	代表取締役
	特定非営利活動法人 地域ネットくれんど	理事長
	株式会社あんしんサポート	代表取締役
	特定非営利活動法人どりいむスイッチ	理事長
	特定非営利活動法人もちもちの木	理事長
	医療法人社団 恵正会	理事長
	特定非営利活動法人風の家	理事長
	株式会社マリモホールディングス	代表取締役
	株式会社グローバルリゾートレジデンス	代表取締役
	株式会社 Seiwa	代表取締役
	公益社団法人 広島県社会福祉士会	会長
	株式会社 R65	代表取締役
	株式会社第一ビルサービス	代表取締役
	株式会社 QOL サービス	代表取締役
	合同会社マハロ	代表社員
	特定非営利活動法人反貧困ネットワーク広島	理事長
	社会福祉法人三誓会	理事長
	株式会社 豊生	代表取締役
株式会社 藍	代表取締役	
ゆうりディライトサービス合同会社	代表社員	
社会福祉法人福山市社会福祉協議会	理事長	
国機関	広島保護観察所	次長
地方公共 団体	広島市 都市整備局住宅部住宅政策課 健康福祉局高齢福祉部高齢福祉課 健康福祉局高齢福祉部地域包括ケア推進課 健康福祉局障害福祉部障害福祉課 健康福祉局保護自立支援課 こども未来局こども未来調整課 市民局国際平和推進部国際化推進課多文化共生担当	都市整備局 住宅部長

※は「住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に資する活動を行う者」に該当

区 分	団体名	職名
地方公共 団体	呉市 都市部住宅政策課 福祉保健部障害福祉課 子ども部こども家庭相談課	都市部長
	竹原市 建設部都市整備課 市民福祉部健康福祉課 市民福祉部社会福祉課	建設部長
	三原市 都市部建築課 保健福祉部社会福祉課	都市部長
	尾道市 建設部まちづくり推進課 福祉保健部高齢者福祉課 福祉保健部社会福祉課 福祉保健部子育て支援課	建設部長
	福山市 建設局建築部住宅課 保健福祉局長寿社会応援部高齢者支援課 保健福祉局福祉部障がい福祉課	建設局建築部長
	府中市 建設部都市デザイン課 健康福祉部福祉課 健康福祉部介護保険課	建設部長
	三次市 総務部財産管理課 福祉保健部社会福祉課 福祉保健部高齢者福祉課	総務部長
	庄原市 環境建設部都市整備課 生活福祉部高齢者福祉課	環境建設部長
	大竹市 建設部都市計画課 健康福祉部地域介護課 健康福祉部福祉課	建設部長

区 分	団体名	職 名
地方公共 団体	東広島市 都市部住宅課 健康福祉部地域包括ケア推進課	都市部長
	廿日市市 建設部住宅政策課 健康福祉部健康福祉総務課 健康福祉部高齢介護課 健康福祉部地域包括ケア推進課	建設部都市建築 担当部長
	安芸高田市 建設部管理課 福祉保健部健康長寿課 福祉保健部社会福祉課	建設部長
	江田島市 土木建築部都市整備課 福祉保健部社会福祉課 福祉保健部高齢介護課	土木建築部長
	府中町 建設部建築課 福祉保健部福祉課 福祉保健部高齢介護課	建設部長
	海田町 建設部都市整備課 福祉保健部社会福祉課	建設部長
	熊野町 建設農林部都市整備課 健康福祉部社会福祉課 健康福祉部高齢者支援課 健康福祉部子育て支援課	建設農林部長
	坂町 建設部都市計画課 民生部民生課 民生部保険健康課	建設部長
	安芸太田町 建設課 健康福祉課	建設課長

区 分	団体名	職 名
地方公共 団体	北広島町 建設課 福祉課	建設課長
	大崎上島町 建設課 福祉課	建設課長
	世羅町 建設課 福祉課	建設課長
	神石高原町 建設課 福祉課	建設課長
	広島県 地域政策局国際課 環境県民局県民活動課 健康福祉局子供未来応援課 健康福祉局こども家庭課 健康福祉局疾病対策課 健康福祉局地域共生社会推進課 健康福祉局社会援護課 健康福祉局障害者支援課 商工労働局雇用労働政策課 土木建築局住宅課	都市建築技術 審議官